

## 府中町宅配ボックス設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅配ボックスの普及を促進することにより、宅配荷物等の再配達に係る配達車両の二酸化炭素排出量の抑制を図るため、予算の範囲内において、府中町宅配ボックス設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 独立した1棟の建物であり、かつ、1戸の住宅であるものをいう。
- (2) 集合住宅 1棟の建物内に複数の住戸が区画され、各区画がそれぞれ独立した住宅をいう。
- (3) 既設住宅 第7条の規定による申請をしようとする日（以下「交付申請日」という。）の1年以上前に登記事項証明書に登記されている戸建住宅又は集合住宅をいう。
- (4) 住戸 前号に該当する戸建住宅又は集合住宅を構成する各戸のうち、主として居住の用に供するものをいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の対象となる宅配ボックス（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 受取人が不在時の運送業者による宅配物の宅配及び受取人による宅配物の受取が常時可能な設備であること。
- (2) 本町の区域内に存する既設住宅に設置する設備であること。
- (3) 耐久性及び防水性があり、宅配物を安全に保管できること。
- (4) 盗難防止のため、容易に移動ができないよう固定されていること。
- (5) 鍵、ダイヤル錠等のセキュリティ機能があること。
- (6) 縦、横及び高さの3辺の長さの合計が90センチメートル以上ある荷物を収納できること。ただし、共用での使用を目的として集合住宅に設置するものにあつては、1以上のボックスが当該要件を満たすこと。
- (7) 商用化された設備であり、かつ未使用品であること。
- (8) 設置場所が消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令の規定に抵触しないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 個人での使用を目的として、自ら居住し、又は所有する住戸（空き家を除く。）に補助対象設備を設置する者

(2) 共用での使用を目的として、自ら所有し、又は管理する集合住宅に補助対象設備を設置する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな

(1) 町税を滞納している者

(2) 府中町暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者

(3) 補助対象設備について、国、本町又は他の地方公共団体から購入又は設置に係る費用の補助を受けている者

(4) 前項第1号に該当する者のうち、同一の住戸について既に補助金の交付を受けた者（当該交付を受けた者と同一の世帯に属する者を含む。）又は同項第2号に該当する者のうち、同一の集合住宅について、既に補助金の交付を受けた者

3 第1項の場合において、自ら居住する住戸に補助対象設備を設置する補助対象者が住戸を賃借している場合は、当該住戸の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権（以下「区分所有権」という）を有する者を含む。）及び当該住戸の管理組合から、設置に係る同意を得なければならない。ただし、住戸の所有者との契約等により、補助対象設備の設置について当該所有者の同意が不要とされている場合は、この限りでない。

4 第1項の場合において、補助対象者が区分所有権を有する集合住宅に補助対象設備を設置する場合は、管理組合から設置に係る同意を得なければならない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備（附属品を含む。以下同じ。）の購入及び設置に係る経費（当該設備の運搬に係る費用並びに消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1項第1号に掲げる補助対象者 20,000円

(2) 第4条第1項第2号に掲げる補助対象者 当該集合住宅の住戸の戸数に20,000円を乗じて得た額又は200,000円のいずれか低い額

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象設備を設置する前に、府中町宅配ボックス設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別表第1に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限は、当該年度の2月末日までとする。

(申請の受付)

第8条 町長は、申請書の提出期限内において、先着順に前条の規定による補助金の交付の申請を受け付けるものとする。

2 申請書提出期限内であっても、当該年度に申請を受け付けた補助金申請額が、当該年度の予算額に達した場合は、予算の範囲を超えることとなった申請をもって受付を停止する。

(交付の決定)

第9条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは府中町宅配ボックス設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは府中町宅配ボックス設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第10条 前条の規定により、交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに府中町宅配ボックス設置費補助金変更・中止申請書(様式第4号)に必要書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、府中町宅配ボックス設置費補助金変更・中止承認通知書(様式第5号)により補助事業者に通ずるものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象設備の設置が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、府中町宅配ボックス設置費補助金実績報告書(様式第6号)に別表第2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の額を確定し、府中町宅配ボックス設置費補助金交付金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条に規定する通知書を受領したときは、速やかに府中町宅配ボックス設置費補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 暴力団員等であることが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不適当であると認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、府中町宅配ボックス設置費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（取得財産の管理）

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従って適切な運用を図らなければならない。

（協力の要請）

第17条 町長は、補助事業者に対して、必要に応じて地球温暖化対策に関する調査等への協力を求めることができる。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

	申請書に添える必要書類	補足説明
1	設置する予定の宅配ボックスの費用が分かるもの	工事費内訳書の写し、見積書等補助対象経費の内訳が明記されている書類
2	設置する予定の宅配ボックスの詳細が分かるもの	仕様（セキュリティ機能、内寸、設置方法等）が確認できるカタログ等
3	住宅所有者の同意書（様式第10号）	申請者が所有権を有しない住戸（第4条の規定により同意を要しない場合を除く。）に設置する場合に必要

4	管理組合の総会の議事録等管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し	申請者が管理組合の場合に必要な
5	管理組合の総会又は理事会で宅配ボックス設置の決議又は管理組合の同意されたことを示す書類の写し	申請者が区分所有権を有する者、区分所有権を有する者から賃借する者又は管理組合の場合に必要な
6	賃貸借契約書	申請者が所有する物件を賃貸している場合に必要（共用での使用を目的として、集合住宅に宅配ボックスを設置する場合を除く。）
7	その他町長が必要と認めるもの	

別表第2（第11条関係）

	実績報告書に添える必要書類	補足説明
1	領収書やレシート等の写し	宅配ボックスの購入代金分かるもの
2	宅配ボックスの設置状態を示す写真 ※カラー写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅配ボックスの全景</li> <li>・ 宅配ボックスが固定されていること（アンカーボルトやセキュリティワイヤー等）が分かるもの</li> <li>・ 宅配ボックスが設置された住宅の全景</li> </ul>
3	その他町長が必要と認めるもの	

様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第1号	府中町宅配ボックス設置費補助金交付申請書	第7条
様式第2号	府中町宅配ボックス設置費補助金交付決定通知書	第9条
様式第3号	府中町宅配ボックス設置費補助金不交付決定通知書	第9条
様式第4号	府中町宅配ボックス設置費補助金変更・中止申請書	第10条
様式第5号	府中町宅配ボックス設置費補助金変更・中止承認通知書	第10条
様式第6号	府中町宅配ボックス設置費補助金実績報告書	第11条
様式第7号	府中町宅配ボックス設置費補助金交付金額確定通知書	第12条
様式第8号	府中町宅配ボックス設置費補助金交付請求書	第13条
様式第9号	府中町宅配ボックス設置費補助金交付決定取消通知書	第14条
様式第10号	住宅所有者の同意書	別表第1